

よくあるご質問 ～募集要項編～

Q

他の奨学金を併願している学生の応募は可能ですか？

A

可能です。ただし、日本学生支援機構の貸与奨学金以外の奨学金との併給は不可のため、十分検討のうえ応募いただくことを推奨します。

Q

特別研究員に採用されている学生の応募は可能ですか？

A

不可です。

Q

TA（ティーチングアシスタント）及びRA（リサーチアシスタント）を委嘱されている学生の応募は可能ですか。

A

可能です。TA及びRAの給与との併給は問題ありません。

Q

授業料免除を受けている、または授業料免除申請中でも応募は可能ですか。

A

可能です。授業料免除となった場合でも問題ありません。

Q

他の団体で給付される費用が「研究奨励費」や「研究専念支援金」のような名称であれば併給は可能ですか？

A

名称及び金額を問わず、支給の目的が「生活費」、もしくは使途が限定されていない場合は奨学金と見なし、併給は不可となります。

Q

他の奨学金との併願は可能ですか？

A

併給は不可ですが、併願は可能です。但し、他の奨学金を受給予定・応募予定でない方の応募を推奨いたします。十分検討した上で申請してください。

Q

専門職学位取得を目指す専門職大学院からの応募は可能ですか？

A

専門職大学院は募集対象外です。

Q

以前ウシオ財団の奨学金を受給していました。修士や博士に進学する際や在学中に、再度応募することは可能ですか？

A

可能です。ただし、採用を確約するものではありません。

Q

これまでに休学や留年をした学生の応募は可能ですか？

A

可能です。募集要項 3（１）～（５）に記載した条件を満たす学生であれば、応募可能です。

Q

留学生の日本語力はどの程度必要ですか？

A

JLPT 日本語能力試験のN2レベル程度以上であること。

（試験に合格していることが必須条件ではありません）

“読み書きと会話”について①から③全てに問題ないことが必要です。

- ① 財団の奨学金給与規程や事務局との文書やメール連絡等、日本語の文書理解が可能
- ② 願書や月次報告書への日本語での記入が可能
- ③ 式典出席時や事務局との電話連絡等、日本語でのコミュニケーションが可能

Q

留学中の学生の応募は可能ですか？

A

応募可能です。留学中も休学せず、他の奨学金の受給がない場合は奨学金を給付します。一方、留学のため休学し、留学生向けの他の奨学金を受給する場合は奨学金給付を休止します。

Q

選考に際し、面接はありますか？

A

面接の予定はありません。

Q

日本の永住権を取得した方からの応募について

A

外国籍であっても、永住権を取得した方（永住者としての在留資格をお持ちの方）については日本国籍を所持している方と同じ扱いとなります。

Q

学校に在籍していますが、渡日前でも応募可能でしょうか。

A

可募集要項 7（1）提出書類 ④の通り、応募の際は住民票もしくは、在留カードの提出が必要です。提出期限までに提出できない場合、応募は不可となります。

Q

**募集要項 9（3）出席義務 奨学生のために行う財団の各行事等とは
なんですか？**

A

8月（予定）の「合格を祝う会」と3月（予定）の「卒業生を送る会」等です。

よくあるご質問

～願書編～

Q

手書きは必須ですか？

A

1ページ目 本人の署名欄は自著であること。それ以外は手書きでなくても構いません。

Q

緊急連絡先の成人年令は？

A

18才です。

Q

3ページ目 家族の状況に関し、本人が一人暮らしの場合の記入方法は？

A

家族全員（両親、祖父母、兄弟姉妹）を記入してください。学生ご本人と生計同一か否かを問わず、また世帯主と同居／別居を問わず記入してください。

Q

3ページ目 家族の状況の記載範囲について

A

家族全員（両親、祖父母、兄弟姉妹）のみで結構です。生計を同一としない、離婚された両親、半血兄弟の記載は不要です。

Q

3ページ目 家族の状況の年収（税込み）について

A

年収は、社会保険料や源泉所得税、その他住民税などを引く前の「総支給額」を記入ください。

Q

3ページ目 家族の状況の年収（税込み）、兄弟姉妹や祖父母の年収は、募集要項3（3）家計支持者の税込み年収合計800万円に含めますか？

A

含めません。家計支持者は父母です。

Q

3 ページ目 家族の状況の年収（税込み）、個人事業主の場合の記載について。
確定申告書に記載する収入額は売上であり、実際の家計状況とは異なり実態にあわない。

A

願書の年収欄には、原則として必要経費等を引く前の「総支給額」を記入ください。ただし、自営業の場合、会社員の方とは必要経費が大きく異なる場合があることは承知しています。そういった場合は、「総支給額」を記入のうえ、余白に“参考”として所得額を追記いただいても結構です。

Q

入学直後のため奨学生推薦書を在学校の指導教授に書いていただくのが難しい場合にはどうしたらいいでしょう。

A

奨学生推薦書の記入は原則在学校の指導教授とします。但し特別な事情等があり現在の指導教授での記載が難しく、推薦する大学が認めた場合には、入学（編入）前の大学の指導教授による記載でも構いません。

Q

奨学生推薦書の学校長には公印の押印が必要でしょうか。

A

奨学生推薦書の学校長の欄の公印は省略いただいて結構です。

よくあるご質問 ～提出書類編～

Q

高専本科から大学へ編入した場合の成績証明書提出について

A

成績証明書は、高専本科（１～５年）と大学学部（３、４年次）を提出ください。

Q

本人が一人暮らしの場合、両親と本人それぞれの住民票が必要ですか？

A

学生本人の住民票だけで結構です。

Q

収入を証明する書類の提出について

A

願書に書かれた収入については推薦に際し、学内での確認をお願いします。財団へのご提出は不要です。なお、留学生については所得証明書等による確認は困難なので、学内での確認に一任します。

Q

住民票を取得する際、原則省略となる世帯主（続柄）／本籍（筆頭者）／マイナンバーについては省略で構いませんか？

A

これらについては省略で構いません。

Q

住民票を実家から異動していない場合、実家の住民票を提出すればいいですか？

A

はい、実家の住民票を提出ください。ただし、願書のご本人住所欄には、実際にお住まいの住所をご記入ください。財団からご本人への連絡先として使用いたします。